

里耶秦簡の交通資料と県社会

はじめに

藤田 勝久

秦代の里耶秦簡は、洞庭郡に所属する遷陵県の行政文書を中心とする^①。そのなかに交通関係の資料がある。それは大きくみれば、①文書の伝達と、②人や物資の往来に分けることができる。このうち、①文書制度とその伝達は考察が進んでいるが、②人や物資の移動に関する交通は、まだ十分には考察されていない^②。

こうした状況で漢代の交通では、すでに漢簡を通じた文書伝達と交通制度の研究がある^③。たとえば交通に関しては、居延漢簡にくわえて、エチナ河流域の肩水金閼や、シルクロードの敦煌懸泉置の簡牘によつて、往来に使用する通行証（伝、符）の用途が詳しくわかるようになった。また金閼漢簡では、関所を通過する際に、さまざまな形式の出入記録がある。ここでは里耶秦簡にみえる交通関係の資料を検討することが目的であるが、とくに注目されるのは、里耶秦簡のなかに漢代の私用伝と同じような形式の情報処理がみえることである。

そこで本稿では、まず里耶秦簡にみえる交通資料を整理する。つぎに漢代の私用伝の記録にみえる形式を基礎として、里耶秦簡の情報処理の方法を分析し、そこからうかがえる秦漢時代の郡県制と県社会の特質を考えてみたい。な

お里耶秦簡の番号は、八層までは『里耶秦簡(壹)』の整理番号とし、原簡を示すときは()で表示する⁽⁶⁾。断簡の接続と釈文、注釈は『里耶秦簡牘校釈(第一卷)』(『里耶校釈一』)を基本とする。「湖南龍山里耶戰國—秦代古城一号井発掘簡報」や『里耶発掘報告』で紹介された九層以下の木牘は、原簡番号とおもわれるため、とりあえず⁽⁵⁾などの表記として区別しておく。改行を示すときは()とする。

一 里耶秦簡の交通に関する資料

里耶秦簡には、地名里程簡…⁽⁵⁾のように、南郡の鄢、銷、江陵(荆州市)、孱陵から、洞庭郡の索、臨沅をへて遷陵県に到る交通ルートを記す資料がある⁽⁵⁾。

鄢到銷百八十四里」銷到江陵二百卅六里」江陵到孱陵百一十里」孱陵到〔索〕二百九十五里」〔索〕到臨沅六十里」
臨沅到遷陵九百一十里」〔凡四〕千四百卅四里

①9.52. 一段目

このうち臨沅から遷陵県までは、沅水を遡り、沅陵・酉陽などの県を通過する水路を示すとおもわれる。実際に、湖南省の県城遺跡の候補をたどってみると、陸路は困難で水路による⁽⁶⁾ことが実感できる。これは黄河流域が、車馬による陸路の交通を主体とするのに対して、南方の長江流域では船による水路の交通を示しており、まさに南船北馬の状況である。こうした南方の交通を反映して、里耶秦簡には船と水上交通に関する資料がある。

1. 二十六年(前二二)八月二十七日の文書。遷陵県の公船をめぐる事件(原簡8-134)⁽⁷⁾。

A 廿六年八月庚戌朔丙子、司空守穆敢言。前日言、競陵漢陰狼段(假)遷陵公船一、袤三丈三尺、名曰□、以求故荆積瓦、未歸船。狼属司馬昌官、謁告昌官、令狼歸船。報曰、狼有逮在覆獄已卒史衰・義所。今寫校券一牒上、

謁言己卒史衰・義所、問狼船存所。其亡之、爲責券移遷陵。弗□□屬。謁報、敢言之。／C〔九〕月庚辰、遷陵守丞敦狐卻之。司空自以二月段(假)狼船、何故弗蚤辟□、今而誦曰謁問覆獄卒史衰・義。〔衰・義〕事已、不智(知)所居。其聽書從事。／應手。即令走□行司空。 8-1335正

B□月戊寅、走己巳以來。／應半

□手 8-1335背

この文書は、A司空守が遷陵県の県廷に宛てたものである。ここでは南郡競陵県の狼という人物が、遷陵県の公船を借りて、故荆の瓦を積むことを要求したが、未だに公船を返さない事件を発端として、公船の責任を問題としている。しかし、C遷陵県の守丞はこの要求を退けている。ここでは県に公船があり、貸与したのは司空の部署である。公船の長さは三丈三尺(約七・四メートル)で、名前を付けている。こうした公船が南郡との水路を往来し、物資の輸送に利用することがわかる。

2、二十七年(前二二〇)三月四日の上行文書。

A廿七年三月丙午朔己酉、庫後敢言之。兵當輸内史、在貳春□□□□□五石一鈞七斤、度用船六丈以上四〔艘〕。謁令司空遣吏・船徒取。敢言」之。 8-1310正

C三月辛亥、遷陵守丞敦狐告司空主、以律令從事。／□□□昭行

B三月己酉水下下九、佐赧以來。／鈞半。

□

8-1310背

この文書は、A三月四日に庫の部署から県廷に上申した文書で、一部に欠落がある。その内容は、内史に物資を輸送するために、六丈(約一三・五メートル)以上の船四艘を調達して、司空の官吏と船を操る船徒に貳春郷の物資を取りに行くことを連絡しているようである。これをB同四日に受信して、C三月辛亥(六日)に遷陵県の守丞は、司空に船を使うように命じている。ここではA正面の本文と、背面に記されたC遷陵守丞の文章、B受信の記録は、別

筆で書かれている。注意されるのは、この時期は㊦5、㊦6にみえるように、二十七年二月に洞庭郡の守が内史と巴郡、南郡、蒼梧郡に物資を送る命令を出し、遷陵県では三月五日、十一日の複数回にわたって、尉から司空・倉の部署と、都郷・啓陵郷・貳春郷に命令を伝達した月にあたっている。^{㊦8}したがって8-1510の文書は、あるいは㊦5、㊦6の洞庭郡の文書を背景とした物資と船の調達を示すかもしれない。ここでは庫の部署が物資の連絡をして、司空が船を使用している。

3、遷陵県の船を尉の配下が利用。^{㊦9}

尉敬敢再〔拜〕謁丞公。校長寛以遷陵船徒卒史【西陽、西陽】□□【船】□元（沅）陵、寛以船屬西陽校長徐。今司空□□□□丞公令吏徒往取之、及以書告西陽令來歸之。盜賊事急、敬已遣寛與校長囚吾追求盜（8-472 正+8-1011 正+8-194 背+8-167 正）發田官不得者。敢再〔拜〕謁之。（8-194 正+8-167 背）

この年代は不明であるが、木牘の両面を使つて、遷陵県の尉の敬が県廷の丞に上申した文書である。その内容は、校長の寛が遷陵県の船で卒史を西陽県に移動し、その船を西陽県の校長に委ねた。そのあとは一部が不明であるが、遷陵県の吏徒に船を取りに行かせ、西陽令に書面で知らせている。以下は、その理由として、盜賊の事が急で、尉の敬が寛と校長を派遣して盗を追求させた事情を述べるようである。ここでは遷陵県から、尉の配下の人員を派遣して、下流の西陽県・沅陵県の方面に行くとき、船の水路を利用している。

4、三十年（前二二七）九月の田官守の上行文書。

このほか田官に船を貸して、船が紛失した事件がある。ここでは県廷が田官に貸した船が流失し、田官の部署から船の状況を記した副本を県廷に佐の任が持つて行くことを述べている。

A卅年九月丙辰朔己巳、田官守敬敢言之。廷曰、令居貲目取船、弗予、謾曰亡、〔亡〕不定言。論及讞問不亡定。

謾者訾遣詣廷。問之、船亡審。漚泉、迺甲寅夜水多、漚流包船。〔船〕駁（繫）絶、亡求未得、此以未定。史遂將作者汜中。具志已前上、遣佐壬操副詣廷、敢言之。

B 九月庚午旦、佐壬以來。／扁發。

壬手 ⑨ 981 背

以上のように、遷陵県には長さ三丈三尺と六丈の公船がある。それを利用するのは、県の尉の配下や、司空の部署であり、田官に船を貸与することもみられる。以下は、直接的に交通を示す資料ではないが、船の交通と、陸路の往来、車馬、伝舎の存在を示す内容をふくんでいる。

5、三十三年（前二一四）正月の啓陵郷守の上行文書。

A 啓陵津船人高里士五（伍）啓封、當踐十二月更、□【廿九日】□□

正月壬申、啓陵郷守繞効。

B 卅三年正月壬申朔朔日、啓陵郷守繞敢言之。上効一牒

8-651 正

C 正月庚辰旦、隸妾咎以來。／履發。

□

8-651 背

この文書は、三つの部分に分かれる。通常では、年月日を記す部分が文書の冒頭となり、それに月日だけの部分が続くことになる。これによると、Bの文書が基本である。内容は、三十年正月一日に、遷陵県に所属する啓陵郷の守が、「効一牒（弾効の文書）」を上申している。県廷では、C 正月九日に隸妾が持つて来て、書記の履が受信したことを付記する。県廷では、これに対応した次の処理をせずであるが、その記載はない。かえってAの後半には、Bの上申文と同日に「啓陵郷守の繞が効す」と記している。Aの前半は日付がなく、「啓陵郷の津船人である高里の士伍の啓封という人が、踐十二月更（十二月の踐更）に当たるはずであったが、……」という罪状を述べるようである。とすればAの部分は、Bの文書でいう「効一牒」であろう。そこで、啓陵郷の文書形態をよく保存しているとすれば、

先に「劾一牒」の内容を記し、送付の文章を後部に記す形式であったことになる。もし劾を送る文書と「劾一牒」が、本来は別の文書であれば、ここでは「劾一牒」を先に写し、送付の文書を追加した記録を作成して、そこに受信を付記したことになる。¹⁰⁾ いずれにせよ、この文書では啓陵郷に津船人（津の船夫）がいたことになる。

6、船の交通許可に関する資料。

□年四月□□朔己卯、遷陵守丞敦狐告船官「□令史憲讎律令沅陵、其假船二（艘）勿」留。6-4

この木牘は、三行にわたる大きな字で書かれた文書である。その内容は、ある年の四月に遷陵守丞が船官に告げた文書である。ここでは令史が沅陵県で律令を校勘するために、船二艘の通行を許可する通達である。この文書の形式は、漢簡にみえる通行証の形式とよく似ている。¹¹⁾ ただし漢簡では、「過所」「過所県邑」「過所県道河津関」「過所津関」に通達する表記であり、船官に告げる形式とは異なっている。これを類推とすれば、この木牘は水上の通行証にあたる内容であろう。ただし、この木牘が証明書であるのか、それとも同じ文面を複写した資料かは検討の余地がある。

7、嘉平（臘祭）のときの通行証。

充獄史不更寬、受嘉平、賜信符。

8-987

これは大きな字で書かれているが、あるいは左側が欠けているかもしれない。文面は、獄史で不更の寬が、嘉平を受けて、信符を賜るという内容である。『里耶校釈一』は、信符を証明の符節とみなしている。この形式は、居延新簡の EPT22:698¹²⁾ は、休暇のために許可された通行証の内容とよく似ている。¹³⁾ ただし EPT22:698 は、舳の形状であるが、この資料は年月もなく、一部の内容にとどまっている。これも通行証に関連する資料となる。

8、身長、年齢、身体の特徴の記録。

遷陵獄佐士五（伍）胸忍成都謝、長七尺二寸、年廿八歳、白皙色。舍人令佐取占。

8-988

ここでは小さな字で、遷陵県の獄佐、士伍の胸忍県、成都(里)出身の某謝が、二十八歳で白皙色であると記している。『里耶校釈一』二五七頁では、成都を里名とし、張家山漢簡『二年律令』津関令四九八簡に、津関の出入りでは「郡・県・里・年・長・物色・疵瑕見外者及馬職(識)物関舎人占者」を書かせて、それを津関で検査していることから、この津関令と関連し、伝の類の文書とする。ただし金関漢簡では、こうした表記は出入記録にみえており、¹³⁾あるいは遷陵県の獄佐が通行する際の記録かもしれない。

9、輻輳車、輶乗車の記載。

☐☐敢言之。令曰、上見輻輳輶乗車及☐守府。今上當令者一牒、它母

8-175正

☐☐恒會正月七月朔日廷。

☐佐午行。

午手

8-175背

ここでは遷陵県に対して、上級官府から現存する輻輳・輶乗車などについて知らせるように命令があり、それに対して該当する車を「一牒」として返答している。これによって県廷の周辺では、車馬の使用が認められよう。

10、二十八年(前二一九)三月、伝車の記載。

☐【八】年三月庚子朔丙寅、既守信成敢言之。前日言、啓陽丞歐段(假)啓陽傳車

☐乘及具徒【洞庭郡、未智(知)署縣。寫校券一牒、校☐☐☐上、謁☐洞庭。】

8-677正

祛手 8-677背

『里耶校釈一』二〇一頁は、この文書の「☐八年三月庚子朔」を二十八年と考証している。その内容は、遷陵県の既守が上申したもので、先に啓陽県の丞が啓陽の伝車を貸し、それが洞庭郡に留まっていたらしい。そこで遷陵県の県廷を通じて、複写した「校券一牒」を洞庭郡に送付するように申請している。ここでは各県に伝車があり、水路の

ほかに陸路による移動もあったことが想定される。

11、三十年（前二一七）十月の伝舎の修築。

卅年十月辛亥、啓陵郷守高□「受司空仗城旦二人。」二人治傳舎。它・骨。

8-801

この文書は、小さな字で書かれた断簡である。内容は、十月二十一日に啓陵郷守が、司空に管理される二人の仗城旦を受け取った。その二人の名は、它と骨で、啓陵郷で伝舎の修築に従事した。ここから啓陵郷に、交通上の宿泊をする伝舎があったことになる。これまで漢代では、県城に伝舎があると考証されており、秦代の郷に位置する伝舎との関係が問題となる。¹⁴⁾

このように里耶秦簡には、水路や水上交通、その官吏、また陸路をふくむ交通、車馬や伝舎に関する資料がある。これらは里耶秦簡の公表を待つて、さらに交通システムの考察を進めることができよう。

二 漢代辺郡の私用伝の形式

ここで視点をかえて、漢代西北の漢簡にみえる交通の問題をとりあげてみよう。漢代の交通システムでは、宿泊施設や関所の役割、長距離の出張や旅行に使う通行証（伝、伝信）、限られた範囲で使用する符などの研究がある。¹⁵⁾このうち伝の形式を整理すれば、公用旅行の伝と、私用旅行に用いる伝がある。公用の伝は、中央の御史大夫、郡、県の官府、候官が発給している。私用旅行の伝は、郡で発給するものはなく、すべて県の官府が発給している。ただし厳密に言えば、これらの公用・私用旅行の伝は、通行する本人が携帯する伝の実物ではなく、懸泉置や肩水金関などで複写した記録である。この記録をもとにして、伝の形式を復元している。

私用旅行の伝については、大庭脩「漢代の関所とパスポート」が基本的な特色を指摘している¹⁶。大庭氏は、私用旅行の伝の形式について、A旅行する者を所属する郷が県廷に申請する上申文書と、Bそれを県廷が許可して、交通上の施設に通達する下達文書の二つから成る複合文書と指摘している。Aの文書は、さらに①日付、②請求者（旅行者）の所在と郷番夫名、③旅行の目的、④旅行者に前科のない証明、したがって伝を得る資格があること、⑤目的地まで通過するはずの津関名を記している。これに対して、Bの文書は県令または丞が書いており、ここでは郷番夫の文書を承認して、津関の吏に通達する形式となっている。

金関漢簡では、居延から東方の郡や畿内に私用で行く伝の記録がある¹⁷。

A 甘露二年十二月丙辰朔庚申、西郷番夫安世敢言之。富里薛兵自言、欲為家私市張掖酒泉武威金城三輔大常郡中。

謹案辟兵母官獄徵事、當得以令取傳。調移過所津關、勿苛留止、如律令。敢言之。

B 十二月庚申、居延守令千人屬移過所、如律令。／掾忠、佐充國

EJT10:313A

C 居延千人

十二月丙寅、□□辟兵以來。

EJT10:313B

Aは、宣帝の甘露二年（前五二）十二月庚申（五日）に、西郷番夫が居延県に上申した文書であり、旅行者の薛兵が、張掖、酒泉、武威、金城郡と、京師の三輔、太常郡に商に行くことを望んでいる。Bの文書は、居延県で同日に承認して、代理の守令千人が通過する津関に通達したものである。Cの部分は、十二月丙寅（十一日）に出土した肩水金関を通解するとき、伝の印文を確認した記載と、薛兵が持参したという付記である。

つぎに私用旅行の伝と同じ形式（上行＋通達文書）で、居延県の下部機構が「遣」という用語で旅行を申請する資

料がある。

A 五鳳四年八月己亥朔己亥、守令史安世敢言之。遣行左尉事亭長安世逐命張掖酒泉敦煌武威金城郡中、與從者陽里鄭常富、俱乘占用馬輜車一乘。謁移過所縣道、毋苛留。敢言之。

B 八月己亥、居延令弘丞江移過所縣道、如律令。／掾忠、守令史安世

EJT9:104

A は、宣帝の五鳳四年（前五四）八月一日に、居延県の守令史が、左尉の代理となる亭長を張掖、酒泉、敦煌、武威、金城郡に派遣することを申請している。B は、居延県が同日に通過する県・道に発給した文書である。ここでは申請をした守令史の安世が、同時に県廷が発給するときに書記となっている。

もう一つ居延県の下部機構が、「遣」という用語で旅行を申請する資料がある。

A □□四年九月己巳朔己巳、佐壽敢言之。遣守尉史彊上計大守府。案所占用馬一匹

□。謁移過所河津關、毋苛留止、如律令。敢言之。

B □□己巳、居延令守丞江移過所、如律令。／掾安世、佐壽□

EJT10:210A

C □□□令延印

□月甲午、尉史彊以來。

EJT10:210B

A は、居延県の佐が、守尉史の彊を上計のために張掖太守府に派遣することを申請している。B は、居延県の令と丞が同日に「過所」に発給した文書である。このとき申請をした佐の寿と、県廷で承認した書記「佐の寿」は同一人物である。C は、肩水金閼で付記した印文と、通過した令史彊の記載である。この守尉史の彊と令史彊は、同じ人物であろう。

ここで問題となるのは、伝の記録にみえるAとBの複合文書は、もとは二つの文書だったのかということである。私は、当初、郷齋夫や下部組織の上申文書によって、別の通行証を作成する可能性を想定したことがある。しかし実際に通行に使われた伝は、すべて以上のような複合文書を記録しており、やはりこれが伝の形式であることは間違いない。それでは私用旅行の伝や、それと同じ形式をもつ下部の申請は、なぜ複合文書の形式となるのだろうか。また上行文書と通達文書を組み合わせた伝の形態は、県社会のなかでどのような意義をもつのだろうか。この点を、里耶秦簡の交通資料とあわせて考えてみよう。

三 里耶秦簡の交通と食料に関する簡牘

里耶秦簡には、先にみた交通に関する資料のほかに、食料支給を通達する文書がある。この資料の情報処理と伝達の手順をみると、私用旅行の伝にみえる複合文書の形式と意義がわかる。その例をみておこう。

文書(1)：遷陵県の倉書が、県外に出張する者の食料提供を申請する資料。

A 卅五年三月庚寅朔辛亥、倉衛敢言之。疏書吏・徒上事尉府者牘北(背)、食皆盡三月、遷陵

田能自食。謁告過所縣、以縣郷次續食如律。雨留不能投宿齋。當騰騰。來復傳。敢言之。 8-1517正

令佐温 (リスト)

更戌十五城父陽翟執

更戌十五城父西中座

甕手

8-1517背

この文書は、始皇三十五年（前二二二）三月辛亥（二十二日）に、遷陵県に所属する倉の衛が県廷に上申した文書である。内容は、吏と徒で尉府に到る者のリストを、木牘の背面に簡条書きし、三月末までの食料を遷陵県で支給する。これを通過する県に連絡し、規定に従って県・郷の順に食料を提供して欲しいというものである。また雨によって滞留し、投宿できない場合は、食糧の銭財を提供すると解釈されている¹⁸⁾。これは文書の起草に年月日を入れた県への上行文書であり、出張する吏と徒は、背面に記した令佐温と、二人の更戊ということになる。

ところが里耶秦簡には、もう一つ、同じ内容を記した木牘の残簡がある。『里耶校釈二』では、8-110 + 8-669の残簡を接合している。

文書（2）…遷陵県の長吏が、倉曹の文書を再録して、通達の文章を加えたと想定される資料。

A

庚寅朔辛亥、〔倉〕

皆盡三月、遷

食如律。雨留不能投宿齋。

B

三月庚申朔辛亥、遷

令佐温。 （リスト）

戌 陽翟

更 士 中座。

8-110 + 8-669 背

8-110 + 8-669 正

Aの文面は冒頭が読めないが、「庚寅朔辛亥」とあり、8-1517と同じ朔日の干支である。また「皆盡三月」や「雨留不能投宿齋」の文面がよく似ている。これが8-1517と同一の内容であることは、さらに背面の名で明らかとなる。

つまり背面には、令佐温と二人の更戍と推定されるリストがある。ところが、この木牘が8-157と異なるのは、Bの記載をもつことである。Bの文書は、前半部分だけであるが、三月辛亥(二十二日)の同日に、遷陵県の長吏が記した文章と推測される。つまり8-157の上行文書を受けて、遷陵県の官府ではこの申請を再録し、さらに通達文書を追加している。ここから遷陵県の県外に発信する文書の手順がわかる。

まず遷陵県の下部組織である倉曹が作成した文書(1)は、単独で県外に発信することはできない。これは同じように、遷陵県が県外に文書を発信した記録では、獄東曹や獄南曹、司空曹、尉曹、戸曹、金布などの文書は、最終的に県廷の長吏が封印して発信することからも証明できる。そこで下部の部署は、Aの文書を県廷に申請する。県廷では、年月日を入れた倉曹の文書を再録し、月日だけの長吏の文章を書き加えて、一通の文書(A、Bの複合文書)とする。この文書(2)は、倉曹が作成した原本に付記したものではない。これが外部に発信される遷陵県の文書となる。しかし県外に発信する複数の文書は、すべて県外に出されているはずであり、この文書は発信した原本ではない。したがって文書(2)は、県廷で作成しているが、県外に発信した文書(一通の複合文書)の控えの記録(抄本)とということになる。

この文書(1、2)と同じ形式の文書は、ほかにもみえている。²⁰⁾たとえば8-169 + 8-233 + 8-407 + 8-416 + 8-1185は、倉曹から県廷に申請した文書である。また8-50 + 8-922は、倉曹から県廷に申請した文書と、遷陵県の丞が西陽・臨沅に通達する文章を加えた複合文書の形態である。

このように遷陵県から発信された文書が、その後、どのように他県で取り扱われるかは、この文書からは知ることができない。しかし他県から遷陵県に送られてきた食料支給の通達文書は、里耶秦簡のなかに残されている。

文書(3)・・・零陽県から遷陵県に送られてきた食料支給の通達文書、その処理を記した記録。

A 元年七月庚子朔丁未、倉守陽敢言之。獄佐辨・平・士吏賀具獄縣官、食盡甲寅、謁告過所縣鄉以次續食。雨留不能投宿齋。來復傳。零陽田能自食。當騰期卅日、敢言之。

B / 七月戊申、零陽葬移過所縣鄉。 / 齏手

D / 七月庚子朔癸亥、遷陵守丞固告倉畜夫。以律令從事。 / 嘉手

51正

遷陵食辨・平盡己巳日□□□□遷陵。

C 七月癸亥旦、士五臂以來。 / 嘉發

51背

右の図は、月日と作成部署による形式を示したものである。Aの部分は、二世元年(前二〇九)七月丁未(八日)に、零陽県の倉守が申請した上行文書である。それは獄佐の辨・平と士吏の賀が、獄官の文書を作成して出張し、食糧は甲寅(十五日)まで支給するので、通過地の県・郷で食料を提供して欲しいという。ここでも雨によって滞留し、投宿できない場合は食糧の銭財を提供することを述べ、零陽県が支給する期限を三十日としている。

これに続いてBの部分は、翌日の七月戊申(九日)に、零陽県の長官が倉曹の文書を再録して、通過地の県・郷に発給する文章を追加している。これが外部に発信する通達文書(A、Bの複合文書)となる。

この文書は、C七月癸亥(二十四日)に遷陵県に届いている。ここでは往来する者が携帯する通行証ではなく、食糧を提供する文書であるために、士伍の臂が配送しており、県の嘉が受信している。

正面のDの部分は、受信した同日に、遷陵県の守丞が下部の倉畜夫に伝達した記録である。書記は、受信と同じ嘉である。ここでは零陽県の通達と規定に従って、遷陵県の倉曹が旅行者に食糧を提供することになる。背面の右側に「遷陵食辨・平盡己巳(三十日)旦□□□□遷陵」とあるのは、提供の期限を付記したものかもしれない。

ここで確認できる情報処理の手順は、つぎの通りである。まず零陽県では、交通のルートにあたる隣県などに文書（A、Bの複合文書）を発信している。その形式は、遷陵県の文書（2）と同じであり、また私用旅行の伝と同じ形式（A、Bの複合文書）である。相違するのは、里耶秦簡の文書（2、3）が食糧支給の文書であるのに対して、漢簡では旅行に携帯する私用伝の記録ということである。しかし下部の部署で作成した文書は、単独で外部に発信することはできず、県廷を通じて他県に発信する方法は、まったく共通している。

文書（3）は、遷陵県で受信した文書であるが、ここに持参した者を記すことは伝の記録と同じである。ただし里耶秦簡の文書は、封泥の印文を記載していない点が違っている。また文書（3）は、この文書を転送して指示する文書を付記している。したがって文書（3）は、零陽県から送られてきた原本ではなく、また下部の部署に発信した文書の原本でもない。それは県廷に残された処理の記録（抄本）である。このように里耶秦簡の文書と、金関漢簡の私用伝の記録にみえる形式をくらべてみると、その情報処理の方法は同じであることが理解できる。

なお交通ルートからいえば、文書（3）は水路だけではなく、陸路も想定される。なぜなら洞庭郡の零陽県（湖南省慈利県）は、里耶古城がある遷陵県の西水とは別の水系となり、分水嶺を越えて通行するルートにあたるからである²¹。また零陽県は七月九日に文書を発信して、遷陵県に届いたのは七月二十四日であり、通行には十五日間が経過している。これは具獄の用務をどこの県でするのかという問題があるが、零陽県から下流に下り、臨沅・沅陵の方面を通過して遷陵県に到るといえるのは、迂回ルートのようにおもわれる。

このように里耶秦簡の出張に関連して、食料支給を通過する文書を見ると、県廷の長吏が下部部署の申請文書そのまま複写して、一通の通達文書（下部と県廷の複合文書）として通過地に発信する手順を知ることができる。また金関漢簡の私用伝にみえていた複合文書の形式は、県廷が県外に文書を発信する基礎単位であるという共通点によつ

て説明できるのである。

四 秦漢時代の県と郷里社会

これまで里耶秦簡の交通資料と、漢簡にみえる私用旅行の伝の形式を分析して、県の下部にある組織や郷では独自に県外への文書を発信することはできないと推測した。そのため下部組織や郷の官吏は、まず県廷に申請する文書を作成する。県廷では、その上申文書を複写して再録し、そこに県廷の通達文を追加して一通の文書とした。したがって県廷が県外に発信する文書は、一見すると上申文書と下達文書をあわせた複合文書の形式であるが、その本質は一通の通達文書である。これは二つの文書をあわせて作成したために生じた形式となっている。

それでは、上行文書と通達文書を組み合わせた伝の形態は、県社会のなかでどのような意義をもつのだろうか。つぎに私用旅行の伝にみえる手続きと、県社会の関係を考えてみよう。

私用の伝は、県に所属する郷耆夫が通行許可を申請し、県がこの文書を再録した通達文書として発信していた。この形式は、二つの特徴を示している。

一は、これまでみてきたように、県に所属する郷や、下部の部署は独立して外部に文書を発給することはできず、県外に行政文書を送る場合は、県の官府が統轄する基本単位となっている。里耶秦簡の場合は、下部の部署として令曹、吏曹、尉曹、司空、倉曹、戸曹、少内、庫、獄曹、田官、畜官などがある。²² 遷陵県の下部組織には、都郷、啓陵郷、貳春郷という三つの行政区画がある。漢代でも、県の下部には所属の部署と、郷の組織がある。したがって県外に文書を発信する文書伝達の機能からみれば、県が文書行政の基本単位である。そして下部の部署と郷の組織は、県

の行政機構に組み込まれるものであり、独立した機構とみなすことはできない。

二は、私用伝の申請と発給では、郷の区分にふくむ里の人物を申請し、県廷が確認をしていることがわかる。これは郷が旅行する民の戸籍を掌握しており、県もまた戸籍を確認できたことを示している。したがって戸籍の作成と管理からいえば、郷は伝の申請に際して戸籍を掌握しており、県が最終的に戸籍を統括する単位であることになる。²³⁾この形態は、県が戸籍を掌握する基本単位で、生活の基層社会であることを示している。

漢代の伝では、郡が発給した私用旅行の伝がみられなかった。これはまだ発見されていないことも想定されるが、これまでの形式からみて県が発給することが通常の形態であろう。とすれば郡は、尹湾漢墓簡牘にみられるように、戸口や男女の人数を掌握していても、固有名詞をもつ個人の戸籍を掌握していないことが推測される。²⁴⁾したがって郡の民政的な権力が強まったといわれる前漢後半期から後漢時代にも、個別の戸籍の管轄と私用伝の申請は県が基礎単位となっており、郡は人口などを掌握するだけであることがわかる。²⁵⁾こうした状況は、漢代の郡と県の関係について、具体的な実態を示すものである。

また県の下部では、郷の官吏も行政機構に組み込まれており、郷は独立した機構ではなかった。これもまた県以下の郷里社会に対して検討をせまるものである。たとえば漢代では、郷里共同体や里共同体を想定し、県以下の社会を独立した都市国家とする議論がある。²⁶⁾しかし文書伝達と私用伝を発給する経過をみると、県が地方行政の基本単位であり、下部の郷は独立した機構や都市国家とは想定できないのである。これは前漢武帝期より以降の状況である。

それでは武帝期より以前では、県と郷里社会との関係はどのようなものだろうか。これを知る手がかりは、漢墓に副葬された告地策である。漢代初期の墓には、死者を地下の世界に送る擬制文書として、地下の役人にあてた告地策・告地書がある。大庭脩氏は、これを地上の伝と同じような「冥土への旅券」とみなしている。²⁷⁾ここに漢代の私用伝と

共通する表記がある。

たとえば謝家橋一号漢墓には、郎中・五大夫である昌の母について、随葬する人や物品のリストと、家属の証明を記した竹牘⁽²⁸⁾がある。

■郎中五大夫昌家属、當復母有所與。

(竹牘一)

五年十一月癸卯朔庚午、西郷辰敢言之。郎中大夫昌自言、母大女子恚死、以衣器・葬具及従者子・婦・偏下妻・奴婢・馬牛・物・人一牒、牒百九十七枚。昌家復無有所與、有詔令。謁告地下丞以従事、敢言之。(竹牘三)

十一月庚午、江陵丞廬移地下丞、可令吏以従事。／臧手

(竹牘二)

この年代は、高后五年(前一八三)十一月癸卯朔庚午(二十八日)と推定されている⁽²⁹⁾。この竹牘三は、西郷から江陵県に申請した文書である。ここでは人や物品をそれぞれ百九十七枚の牒に記載し、同時に「昌家復無有所與(昌の家は徭役が免除され、徴発されない)」と述べている。これに対応する証明が、竹牘一の「■郎中五大夫昌家属、當復母有所與」であろう。竹牘二は、竹牘三の申請をうけて、江陵丞が地下丞に通達した文書である。この二つを合わせれば、私用旅行に対する伝の形式(複合文書)と同じとなる。ただしここには旅行者の用件と資格の記述はなく、物品や従者の随行と、随行者の証明を記している。そのため謝家橋一号漢墓の竹牘は、墓主の通行証とするのではなく、むしろ地下の世界へ通行するときの随行人や物品の証明にあたりと推測している⁽³⁰⁾。

表1は、漢代の告地策を概観したものであるが、地下への通行では同じ傾向を示している⁽³¹⁾。たとえば申請者や発給者、宛先がわかるものでは、文帝期の鳳凰山一六八号墓の告地策(江陵丞―地下丞)、高台一八号墓の告地策(中郷―江陵丞―安都丞)、景帝期の孔家坡八号墓の告地策(都郷―桃侯国丞―地下丞)の例がある。文帝期の毛家園一号墓の告地策は、建郷から地下主に宛てた文書であるが、これは郷から県廷に申請する形式(郷の上行文書)と同じで

表1 漢代の告地策、告地書一覽

景帝		文帝				高后	年代
一〇号 鳳凰山	八号 孔家坡	三号 馬王堆	一号 毛家園	一八号 高台	一六八号 鳳凰山	一号 謝家橋	漢墓
	丞 桃侯国	家丞 奮		江陵丞	江陵丞	江陵丞	発給
張偃 五大夫	佐戎 都郷燕		建郷疇	中郷起		西郷辰	申請
地下主	地下丞	主藏 郎中	地下主	安都丞	地下丞	地下丞	受信
	の辟 庫嗇夫		精 寡大女	新安 大女燕	五大夫 の隧	大夫昌 の母	墓主
四年後九月辛亥、平里五大夫張偃敢告地下主。偃衣物所以〔葬〕具器物名令會以律令從事。		十二年二月己巳朔戊辰、家丞奮移主藏郎中。移藏物一編。書到先撰具奏主藏君。	十二年八月壬寅朔己未、□郷疇敢告地下主。泗(？)陽關内侯寡大女精死自言、以家属・馬牛徙。今牒書所与徙者〔七十三〕牒移此、家復不事。……它如律令。敢告主。	七年十月丙子朔(庚子)、中郷起敢言之。新安大女燕自言、与大奴甲・乙、大婢妨徙安都。謁告安都受名数。書到為報。敢言之。十月庚子、江陵龍氏丞敬移安都丞。／亭手	十三年五月庚辰、江陵丞敢告地下丞。市陽五大夫隧自言、与大奴良等廿八人、大婢益等十八人、輶車二乘、牛車一兩、騶馬四匹、聊馬二匹、騎馬四匹。可令吏以從事、敢告主。	五年十一月癸卯朔庚午、西郷辰敢言之。郎中大夫昌自言、母大女子恚死、以衣器・葬具及徙者子・婦・偏下妻・奴婢・馬牛・物・人一牒。牒百九十七枚。昌家復無有所與、有詔令。謁告地下丞以從事、敢言之。	告地策の内容

ある。鳳凰山一〇号墓の告地策では、直接に地下主に宛てている。また馬王堆三号漢墓の告地策は、家丞から直接に主藏郎中に宛てた文書の形式となっている。

これらの簡牘では、直接に地下に送るときは、郷、あるいは起草者から「地下主」に宛てた文書となっている。里耶秦簡では、文書の宛先とする場合に「某主」と表記している²²⁾。しかし先に県廷に申請し、そのあと地下に送る通達文書では、宛先が他県と同じように「地下丞」となっている。とくに高台一八号墓の告地策では、安都丞を指定している。こうした告地策には、家属や奴婢などを記しており、漢代初期でも郷が戸籍を掌握しており、県廷が戸籍を統轄していることがうかがえる。これは漢簡の私用伝からみた県と郷の関係と同じである。したがって漢代初期の制度では、郷が告地策の作成に際して戸籍を掌握しており、県が最終的に戸籍を統括する単位であることがわかる。こうした漢代初期の制度が、同じように前漢後半期から後漢時代にも継承され、私用伝にみえる県社会に反映していたことになる。

そこで問題となるのは、秦代の県と郷里社会との関係である。すでにみたように食糧支給に関する交通資料は、県廷の下部にある倉曹が申請したものであり、郷の性質を示す資料ではなかった。しかし里耶秦簡には、県と郷に関する資料がいくつかみえている。

高村武幸「秦・漢初の郷」は、サンプル資料によって郷の職掌を二つに分けて考察している²³⁾。1は、里典・郵人の人事に関するもの(815T)であり、2は、戸籍管理に関するもの(169)である。ここでは郷が、県の下部に位置する地方行政機構に組み込まれ、裁量権にも一定の限界があったとする。また里典の任命は、県が決定権を握っていたと指摘している。鷺尾祐子氏は、里耶秦簡の戸籍簡と⑩9、『二年律令』戸律の規定によって、秦代と漢代初期には戸籍・年籍を保持する行政単位は郷であり、郷で作成した籍の副本を県が保管すると考えている²⁴⁾。その郷に保管す

る名籍の記載すべき情報は、戸が属する里名であるという。こうした郷の職掌を、さらに『里耶秦簡〔壹〕』とあわせて考えてみよう。

表2は、里耶秦簡にみえる郷に関する項目を一覧したものである³⁵。このうち、検（郷の名を記した宛名）、郵書の記録、官吏の罰金、粟米などの出入記録、県から支給された徒刑労働の作徒簿は、他の部署にも共通する項目である。そこで県と郷の文書伝達に注意しながら、郷の性格に関する資料をみれば、つぎのような特徴がある。

まず官吏の現況では、郷吏の死亡や、現員、欠員を県が掌握している。これは県の下部組織に郷が位置づけられていることを示している。

廿八年啓陵郷守歎・佐【見】廿九年郷守歎・佐緩已死。 8-938+8-1144

廿八年啓陵郷歎已死、佐見已死。廿九年郷歎・佐緩已死。卅年 8-39

□貳春吏見（現）三人。 8-1704

貳春郷佐缺一人。 8-887

つぎに里耶秦簡では、貳春郷に関する戸数などを記しており、遷陵県で戸口を把握していたことがわかる。

1 廿七年、遷陵貳春郷積戸□亡者二人。〔率〕之、萬五千三戸而□ 8-927

2 卅五年、遷陵貳春郷積戸二萬一千三百□母將陽闌亡乏戸。□ 8-1716

3 卅五年八月丁巳朔、貳春郷茲敢言之。受西陽盈夷

郷戸隸計大女子一人、今上其校一牒、謁以從事。敢言之。 8-1565 正

如意手 8-1565 背

1は、二十七年（前二二〇）貳春郷の積戸を記し、それを何かの基準で割った数字を一万五〇〇三戸としている。

2は、三十五年（前二二二）の貳春郷の積戸を二万一三〇〇余戸としている。ただし、これらは積算した「積戸」や、換算した戸数であり、戸の実数ではない。3は、三十五年八月に貳春郷から県廷に上申した文書である。ここでは西陽県の盈夷郷から受けた大女子一人の校一牒を提出している。

戸賦に関する資料は、啓陵郷の例がある。ここでは三十四年（前二二三）に啓陵郷の現戸が二十八戸であり、戸賦を出す者が繭十斤八両と記している。これは繭の戸賦を出す戸数かもしれない。

卅四年、啓陵郷見戸・當出戸賦者志。」見戸廿八戸、當出繭十斤八両。

8-518

また里耶秦簡には、特産品に関する記載があるが、啓陵郷では魚の名前を返答した資料がある。³⁶⁾

卅五年八月丁巳朔己未、啓陵郷守狐敢言之。廷下令書曰、取鮫魚與「山今廬（鱸）魚獻之。問津吏徒莫智。●

問智此魚者具署」物色、以書言。●問之啓陵郷吏・黔首・官徒、莫智。敢言之。●戸 8-769 正

曹

八月□□□郵人□以來。／□發

孤手

8-769 背

これは三十五年八月丁巳朔己未（三日）に啓陵郷守の狐が、県廷の下した「鮫魚と山今鱸魚を取って之を獻ぜよ。津の吏・徒に問うたが、知るものが無い。そこでこの魚を知る者に問い、具さに物色の特徴を記し、書を以て言え」という命令に対する返答である。ここでは「啓陵郷の吏や黔首・官徒に問いましたが、知るものはいません」と答えている。ここでは県の領内に、津の吏・徒がいたことがわかる。

このほか県と郷の間にみえる文書伝達では、その送付の内容がうかがえる。

廿八年七月戊朔辛酉、啓陵郷趙敢言之。令曰、二月「壹上人臣治（答）者名。●問之、毋當令者。敢」言之。

8-767 正

表2 遷陵県の郷の資料

項目	分類	里耶秦簡の番号
1 検：付札	都郷 啓陵郷 貳春郷	8-6,8-842,8-1359,8-1479 8-250,8-1121,8-1691 8-870,8-1147,8-1548,8-1737
2 郵書の記録	受け渡し	8-58,8-475 + 8-610,8-1078
3 文書の伝達 (発信、受信)	発信、受信の 手順	8-651,8-645,8-660,8-661,8-731,8-767,8- 770,8-1114+8-1150,8-1454+8-1629,8- 1456,8-1457,8-1525,8-1539,8-1797,8- 2121,8-2441
4 官吏の現況	死亡 任命、転任 欠員、現員	8-39,8-809,8-938+8-1144 8-1041+8-1043,8-1445,8-2014 8-887,8-1704
5 官吏の罰金	罰金 負債、貸与	8-300,8-297+1600 8-297+8-1600,8-1029
6 出入の記録 粟米など	啓陵郷 貳春郷	8-925+8-2195,8-1241,8-1550,8-1839 8-816,8-1335,8-1557,8-1576,8-1595,8- 2247
7 作徒簿 郷に提供され た徒刑の労働	都郷 啓陵郷 貳春郷 その他	8-142,8-196+8-1521,8-962+1087,8- 1095,8-1425,8-2011 8-801,8-1278+8-1757,8-1759 8-787,8-1143+8-1631,8-1146,8-1207+8- 1255+8-1323,8-1280,8-1742+8-1956 8-145,8-1340,8-1641
8 戸口・戸籍	戸の記録 奴の買い入れ	8-927,8-1254,8-1565,8-1716,8-1813, ⑩ 9 8-1287
9 戸賦		8-518
10 墾田、税田	三郷	8-1519
11 里典、郵人	都郷、啓陵郷	8-157
12 都郷の「復」	徭賦の免除	8-170
13 特産品	鳥、魚、果樹	8-455,8-673+2002,8-769,8-1515,8-1527,8- 1562
14 郷の爰書		8-1443+8-1455,8-1537,8-1554
15 その他		8-483,8-49,8-198+8-213+8-2013,8-205,8- 223,8-399+404,8-578,8-1340,8-1516,8- 1710,8-1796,8-1858,8-1943,8-1973,8- 2094,8-2189,8-2243,8-2397,8-2405

七月丙寅水下五刻、郵人敞以來。／敬半。

貝手 8-167背

廿五年九月丁亥朔乙卯、貳春郷守辨敢言」之。上不更以下繇（徭）計二牒。敢言之。 8-1539

二十八年七月の文書では、啓陵郷から「人臣の管者の名」に該当者がないと返答している。三十五年九月の文書は、貳春郷から「不更以下徭計二牒」を県廷に送付している。

このように里耶秦簡の郷に関する資料をみると、遷陵県では下部組織として郷の官吏を位置づけている。また戸口や戸賦などの情報も、県廷がその内容を掌握している。文書伝達では、郷の官吏は県廷を通じて文書をやり取りしており、県外に対して独自の機構として発信した形跡がみられない。したがって秦代では、やはり県が領域内の民を統轄する基礎単位であり、郷はその下部組織と考えられる。そこには郷の官吏がいて、郷という区分で郵や里を管轄していると推測される。もし秦代の県社会が、このような実態であれば、漢代初期の告地策や、前漢後半から後漢時代の私用伝にみえる県社会と同じような構造となるのである。

おわりに

本稿は、里耶秦簡の交通資料をめぐって、漢代の私用伝にみえる手順や、県の部署と郷里社会との関係を検討した。その要点は、つぎの通りである。

一に、複合文書のようにみえる漢簡の私用旅行の伝は、里耶秦簡の交通資料を類推とすれば、その作成手順と社会的な意義が理解できる。それは、まず県の下部組織である郷で作成した文書は、そのままでは県の外部に発行されない。そのため先に県廷に申請する形式をとる。県廷では、この申請の文書を複写して再録し、そこに通達の文章を追

加して外部に発給する。したがって県が発給する私用伝は、基本的に通達文書（郷の上申文書、県の下達文書の複合文書）としての通行証である。この形式は、漢代初期の漢墓にみえる告地策の形式と同じである。

二、こうした県と下部の文書の形式をみると、秦漢時代では、県が外部へ文書を発信する基礎単位であることを示している。郷の官吏は、県に所属する下部組織に組み込まれている。これは里耶秦簡の郵書記録で、県の部署が作成した文書を、県の官府が封印をして外部に発信していることから裏づけられる。

三、里耶秦簡の交通資料、県と郷の関係を示す資料、漢墓にみえる告地策、漢簡の私用伝にみえる形式からは、秦漢時代の県社会に対する構造を知ることができる。それは県の領域では、郷という区分で郵や里を管轄していることである。そして里の戸籍は、郷で作成したとしても、県でも確認できることがわかる。つまり郷では戸籍を掌握しているが、その戸籍を統轄するのは県の官府ということである。また漢代の郡では、戸口や男女の人数を掌握しているも、固有名詞をもつ個人の戸籍を管理していないとおもわれる。ここから秦漢時代の郡県制は、郡が文書行政と軍事・労働編成、裁判、財務などに関与しているが、少なくとも戸籍の掌握に関しては、郡は末端の人名を把握してはならず、民の戸籍を統轄する基本単位は県ということになる。ただし里耶秦簡の文書行政では、郡は県の文書伝達を統括しており、けっして県が独立した機構ではない。秦代から漢代の郡と県との関係は、こうしたさまざまな機能の変遷と、統治の実態が問題となる。

また県を地方行政の基礎単位とするとき、県と郷里社会の関係も再検討の必要がある。ここでは下部組織の郷は、独立した機構や都市国家とは想定できない³⁷⁾。このように秦漢時代の郡県制と郷里社会は、里耶秦簡や漢簡にみえる交通資料を情報伝達の視点から分析することによって、その地方行政の一端が理解できるのである。

- (1) 里耶秦簡は、湖南省文物考古研究所、湘西土家族苗族自治州文物処、龍山県文物管理所「湖南龍山里耶戰國—秦代古城一号井発掘簡報」(『文物』二〇〇三年一期)、湖南省文物考古研究所編『里耶發掘報告』(岳麓書社、二〇〇七年)などのサンプル資料がある。その後、湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡(壹)』(文物出版社、二〇一二年)、陳偉主編『里耶秦簡牘校釈(第一卷)』(以下「里耶校釈一」、武漢出版社、二〇一二年)の刊行が始まり、この図版と釈文が基礎となる。『里耶校釈一』の特色は、拙稿「書評・陳偉主編『里耶秦簡牘校釈一』」(『中国出土資料研究』一七、二〇一三年)、游逸飛「評陳偉主編『里耶秦簡牘校釈』第一卷」(『新史学』第二四卷第二期、二〇一三年)で紹介している。
- (2) 里耶秦簡の研究については、拙稿「里耶秦簡と出土資料学」(東方学会編『第四回日中學者中国古代史論壇』汲古書院、二〇一二年)、「里耶秦簡にみえる秦代郡県の文書伝達」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編三四、二〇一三年)などで紹介している。
- (3) 大庭脩『秦漢法制史の研究』第五篇第一章「漢代の関所とパスポート」(一九五四、創文社、一九八二年)、李均明「漢簡所見出入符・伝與出入名籍」(『初学録』蘭台出版社、一九九九年)など。
- (4) 里耶秦簡の訳注には、里耶秦簡講読会「里耶秦簡訳註」(『中国出土資料研究』八、二〇〇四年)、馬怡「里耶秦簡選校」(『中国社会科学院歴史研究所学刊』第四集、商務印書館、二〇〇七年)、王煥林「里耶秦簡校註」(中国文联出版社、二〇〇七年)がある。「里耶秦簡(壹)」の考証は「里耶校釈一」を基本とする。
- (5) 拙著『中国古代国家と社会システム—長江流域出土資料の研究』第十一章「秦漢時代の交通と情報伝達」(汲古書院、二〇〇九年)参照。
- (6) 現地の歴史地理は、拙稿「秦漢簡牘と里耶周辺の調査ノート」(『資料学の方法を探る』一一一、二〇一三年)参照。
- (7) 『里耶校釈一』は「蓋陰」を「漢陰」に作る。□は簡報で「施」に作る。「應」は簡報で「慶」、「里耶秦簡(壹)」は「横」に作る。□「月」は、訳註、選校、校註で「八月」とする。受信の表記は「手」とされていたが「半」に改める。拙稿「書評・陳偉主編『里耶秦簡牘校釈一』」参照。交通については、金秉駿「中国古代南方地域の水運」(藤田勝久・松原弘宣編『東アジア出土資料と情

報伝達」汲古書院、二〇一一年）がある。

- (8) 拙稿「里耶秦簡と秦代郡県の社会」(前掲『中国古代国家と社会システム』)など。
- (9) この断簡は「里耶校釈一」の復元によるが、接続の順序にしたがって番号を改めた。
- (10) 肩水金関の漢簡 73EJT8:51と73EJT8:52では、通行するための「如牒」という文章に対して、「官大奴」の木簡を別に書いている。拙稿「肩水金関と漢代の交通―伝と符の用途」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編三六、二〇一四年)参照。
- (11) 拙稿前掲「肩水金関と漢代の交通」。
- (12) 鷹取祐司「漢簡所見文書考」(『富谷至編』『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三年)。
- (13) 佐原康夫「居延漢簡に見える肩水金関について」、李天虹「居延漢簡簿籍分類研究」(科学出版社、二〇〇三年)、李均明「秦漢簡牘文書分類輯解」(文物出版社、二〇〇九年)、拙稿前掲「肩水金関と漢代の交通」、畑野吉則「漢代の下級部署における日常業務と情報処理―関所の通関業務と出入記録簡」(『資料学の方法を探る』一三、二〇一四年)。
- (14) 浜口重国「漢代の伝舎」(一九三五年、『秦漢隋唐史の研究』下、東京大学出版会、一九六六年)。
- (15) 拙稿「漢代の交通と伝信の機能―敦煌懸泉漢簡を中心として」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二六、二〇〇九年)、同「漢代交通與伝信の機能―以敦煌懸泉漢簡為中心」(『白沙歴史地理学報』第十二期、二〇一一年)。
- (16) 大庭脩「漢代の関所とパスポート」。
- (17) 拙稿「漢代エチナ河流域の交通と肩水金関」(『資料学の方法を探る』一一、二〇一二年)、同「金関漢簡的傳与漢代交通」(『簡帛』第七輯、武漢大学簡帛研究中心、二〇一二年)。
- (18) 『里耶校釈一』の解釈による。ここでは、なお「當騰騰」や「來復傳」などの意味が問題となる。
- (19) 拙稿「里耶秦簡にみえる秦代郡県の文書伝達」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編三四、二〇一三年)、同「里耶秦簡所見秦代郡県的文書伝通」(『簡帛』第八輯、二〇一三年)、畑野吉則「里耶秦簡の郵書記録と文書伝達」(『資料学の方法を探る』一一、二〇一三年)。
- (20) 『里耶校釈一』の復元による。8-169 + 8-233 + 8-407 + 8-416 + 8-1188は、起草の年月日を入れ、下部の倉曹から県廷に申請

した文書（A）。8-50 + 8-422は、下部の申請を再録した遷陵県の発給文書（A、Bの複合文書）である。

A卅五年二月庚申朔戊寅、倉□擇敢言之。隸□領為獄行辟書彭陽、食盡二月、謁告過所縣鄉以次續食。節不能投宿齋。遷陵田能自食。未入閔縣鄉、當成蠶、以律令成蠶。來復傳。敢言之。□

8-169 + 8-233 + 8-407 + 8-416 + 8-1185 正

□ 擇手 背

A□倉□建□□畜官適□□□謁告過所縣鄉、以次續食。雨□□騰騰。遷陵田能自食。敢言之。□
B□□□承遷移西陽・臨沅。／得□ 8-50 + 8-422

(21) 拙稿前掲「秦漢簡牘と里耶周辺の調査ノート」。

(22) 『里耶秦簡〔壹〕』前言など。

(23) 戸籍の作成は、佐藤武敏「漢代の戸口調査」（『集刊東洋学』一八、一九六七年）などの考察がある。

(24) 連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・東海県博物館・中国文物研究所編『尹湾漢墓簡牘』（中華書局、一九九七年）の「集簿」による。

(25) 紙屋正和「漢時代における郡県制の展開」第一編「前漢前半期における地方行政の状況」（朋友書店、二〇〇九年）では、前漢時代の前期までは、地方行政の中心は県であり、郡は上級の行政官府として未成熟であったという。そして前漢の武帝期から、郡が民政への機能を拡大してゆくと考えている。

(26) 日本の歴史学では、中国古代専制国家と共同体、都市国家をめぐって、宮崎市定、西嶋定生、増淵龍夫、堀敏一、好並隆司、谷川道雄、川勝義雄氏など多くの議論がある。その一端は、多田狷介「中国古代史研究覚書」（一九七一年、『漢魏晋史の研究』汲古書院、一九九九年）、東晋次「秦漢帝国論」（谷川道雄編『戦後日本の中国史論争』河合文化教育研究所、一九九三年）、渡辺信一郎『中国古代国家の思想構造』緒論、第八章「小結—中国古代専制国家論」（一九九四年）、重近啓樹「秦漢帝国と豪族」（『秦漢税役体系の研究』汲古書院、一九九九年）などで整理されている。

(27) 大庭脩「冥土への旅券」（『漢簡研究』同朋舎出版、一九九二年）。

- (28) 拙稿「張家山漢簡『津関令』と漢墓簡牘」(前掲『中国古代国家と社会システム』、同『張家山漢簡・津関令』与漢墓簡牘―伝与致的情報伝達―)(『簡帛』第二輯、武漢大学簡帛研究中心、二〇〇七年)。
- (29) 荊州博物館編『荊州重要考古發現』(文物出版社、二〇〇九年)、劉国勝「謝家橋一号漢墓《告地書》牘的初步考察」(武漢大学簡帛研究中心網、二〇〇九年四月、『江漢考古』二〇〇九年三期)、胡平生「荊州新出簡牘積解」(二〇〇九年、『胡平生簡牘文物論稿』中西書局、二〇一二年)、荊州博物館「湖北荊州謝家橋一号漢墓發掘簡報」(『文物』二〇〇九年四期)。
- (30) 拙稿前掲「張家山漢簡『津関令』と漢墓簡牘」。
- (31) ここでは拙稿前掲「張家山漢簡『津関令』と漢墓簡牘」四一〇頁の表を修正し、申請者と発給者の区分を一部変更した。
- (32) 高村武幸「秦・漢初の郷―湖南里耶秦簡から」(『漢代の地方行政官史と地域社会』汲古書院、二〇〇八年)では、郷畜夫と郷主を同一の主管官吏の異称として、これを官僚制度が未発達であったとする。しかし「某主」の表記は、他の部署にも共通して文書の宛先に使用する用語であり、責任部署の「主某」と区別されている。
- (33) 高村前掲「秦・漢初の郷」。
- (34) 鷺尾祐子「出土文字資料にみえる秦漢代戸籍制度」(『中国古代の専制国家と民間社会』立命館東洋史学会、二〇〇九年)。また池田雄一「漢代の郷」(『中国古代の聚落と地方行政』汲古書院、二〇〇二年)がある。
- (35) 文書の伝達は、さまざまな内容があるが、手順を示す資料として区分した。また内容が不明なものや、断簡は省略した。なお郷に関連して、鷹取祐司「里耶秦簡に見える秦人の存在形態」(『資料学の方法を探る』一一一、二〇一三年)がある。
- (36) 里耶秦簡には、郷に関連して鳥や魚、樹木などの特産品、その採集などの資料が多くみえる。これは都郷と、啓陵郷、貳春郷などの地理的な背景を知るうえで興味深い。
- (37) 王彦揮「秦漢聚落形態研究―兼議宮崎市定的『中国都市国家論』」(第六回日中国学中国古史論壇、二〇一四年)は、城邑の分布と考古遺跡などの分析から、郷・聚・亭は城郭を築いておらず、都市国家の形態ではないとする。そして中国古代では、都城・郡・県の城邑と聚落が共存しており、秦漢時代では聚落が行政システムに組み込まれたと論証している。

〔付記〕 本稿は、平成二十六年年度の「SPS 科研費・基盤（C）24520804「里耶秦簡・西北漢簡と実地調査による秦漢地域社会の研究」による成果の一部である。